

## 耐用年数及び償却年数の取扱いについて

1	耐用年数の取扱いについて	・・・・・・・・ 1
2	耐用年数と残存価額との関係について	・・・・・・・・ 5
3	残存価額の取扱いについて	・・・・・・・・ 7

### 法定耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められている耐用年数。

#### 【償却限度額(取得価額の90%)を減価償却する場合の年数】

「原則として通常考えられる維持補修を加える場合においてその固定資産の本来の用途用法により現に通常予定される効果を挙げることができる年数により、さらに一般的な陳腐化を織り込んで定められている。」(会計学大辞典より)

#### 事業ごとに異なる耐用年数

例: アンテナ ~ 電気通信事業用10年、電気事業用22年

#### 設備ごとに異なる耐用年数

例: 送受信装置: 6年、鉄塔40年

さらに

同一事業であっても償却の方法により減価償却期間が異なる。  
(耐用年数と償却期間の乖離の発生)

償却期間の短縮

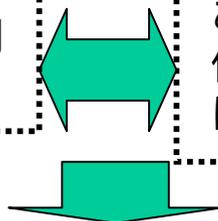
特別償却を行った場合  
(取得初年度に償却可能額上乘せ)

償却期間の延長

償却可能限度額(取得価額  
の95%)まで償却する場合

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

同一設備であっても免許人ごとに耐用  
年数は様々



これまでの周波数移行は概ね10年以上の準  
備期間を設けて実施されてきたが、当該期間  
は耐用年数と直接的な相関関係はない。

**撤去する設備に共通して適用する耐用年数(償却年数)を用いることも一つの案ではないか。**

**第1案:一律に5年とする案**

免許の有効期限内は無線局を使用する権利を有しており、当該期間内は投資額を回収できる確実性が高いことから、設備の種類や事業の別等に関わりなく一律に5年とする。

**第2案:10年を原則とし、耐用年数が10年を下回るものについては当該耐用年数とする案**

免許の有効期限は5年であるが、免許人が期待していると想定される合理的な使用期間として10年を耐用年数とする。ただし、法定耐用年数が10年を下回るものについては減価償却が完了していることから、当該法定耐用年数とする。

**第3案:再配分の対象となる無線局のうち最も多く使用している耐用年数とする案**

法定耐用年数は、主として資産の物質的減価を基礎として決定されているものであり、定型化の観点からは通常の使用により投資額を回収する期間を適用することが適当である。

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

## 各案の特徴

第1案	5年	事業の種類等に関わらず統一された耐用年数を使用 免許日から5年を超えた無線局には償却可能額(*)なし
第2案	原則10年。ただし、法定耐用年数が10年未満のものは当該年数	耐用年数が10年未満のものについては事業の種類等による違いを加味 免許日から10年を超えた無線局には償却可能額なし
第3案	再配分の対象となる無線局のうち最も多く使用している耐用年数	事業の種類等に関わらず統一された耐用年数を使用 耐用年数が10年超のものについては、再配分計画の策定・公表から使用期限までの期間のうち、一定期間(10年)に満たない期間分の償却可能額を算定対象とすることが適当。 企業会計を導入していない免許人についての取扱いについて要検討。

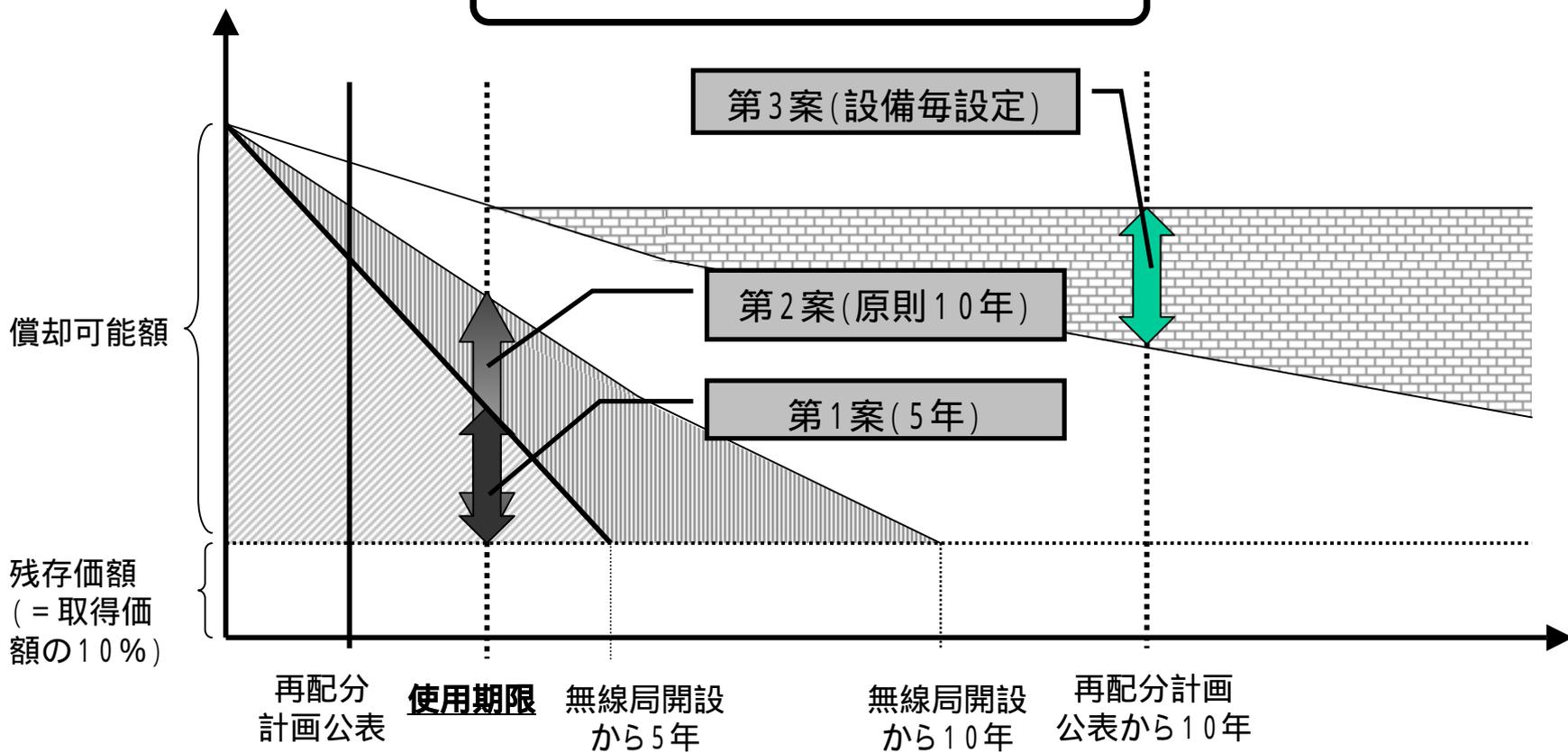
(\*) 償却可能額とは減価償却することのできる金額(残存簿価から残存価額(取得価額の10%)を控除した金額)

(参考) 法定耐用年数の事例(マイクロ波帯固定局の設備例)

	電気通信事業用	電気事業用
アンテナ	10年	22年
送受信装置	6年	9年
鉄塔	40年	22年
局舎	38年	38年

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

## 各案のイメージ



償却年数を長くすると、免許からの経過年数が1年違うことによる償却可能額の差は小さくなる。

無線局の使用年数が短いことに着目するか(第1案及び第2案)  
移行準備期間を短期間としたことに着目するか(第3案)

### 残存価額とは

「耐用年数がつきて固定資産が処分される時に、その固定資産が持つと予想される回収可能額」

「耐用年数の尽きた固定資産を処分するに当たって、取りこわし費や運搬費等の処分費用がかかる場合には、予想売却価額から予想処分費用を控除した額が残存価額となる。」

「残存価額は、企業が各種の条件を考慮して独自に決定すべきものであるが、我が国の場合、一般には税法の規定するところに従って画一的な決定が行われている。」

「会計学大辞典(第三版)」より

## 減価償却資産の耐用年数等に関する省令昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)

### 別表第十 減価償却資産の残存割合表

種類	細目	残存割合
別表第一、別表第二及び別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産(同表に掲げるソフトウェアを除く。)		百分の十

別表第一：機械及び装置以外の有形減価償却資産、別表第二：機械及び装置

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

$$\text{残存簿価} = \text{償却可能額} + \text{残存価額}$$

減価償却限度額から既に減価償却を行った金額を控除した金額

耐用年数がつきて固定資産が処分される時に、その固定資産が持つと予想される回収可能額

原則

減価償却限度額(取得価額の90%)  
= 取得価額 - 残存価額

取得価額の10%  
(有形減価償却資産の場合)

選択可能

取得価額の95%まで可能  
(減価償却可能限度額)

取得価額の5%

法定耐用年数を超えて使用

耐用年数の議論とリンク

耐用年数について第1案をとった場合

法定耐用年数未満で使用するから残存価額は取得価額の10%

耐用年数について第2案及び第3案をとった場合

耐用年数が10年未満のものについては、耐用年数以上使用することを前提とするため、取得価額を5%とすることも考えられる。

## 残存価額の考え方

「耐用年数がつきて固定資産が処分される時に、その固定資産が持つと予想される**回収可能額**」

## 残存簿価・未償却残高との関係

残存簿価

=

償却可能額

+

残存価額

減価償却限度額から既に減価償却を行った金額を控除した金額

耐用年数がつきて固定資産が処分される時に、その固定資産が持つと予想される**回収可能額**

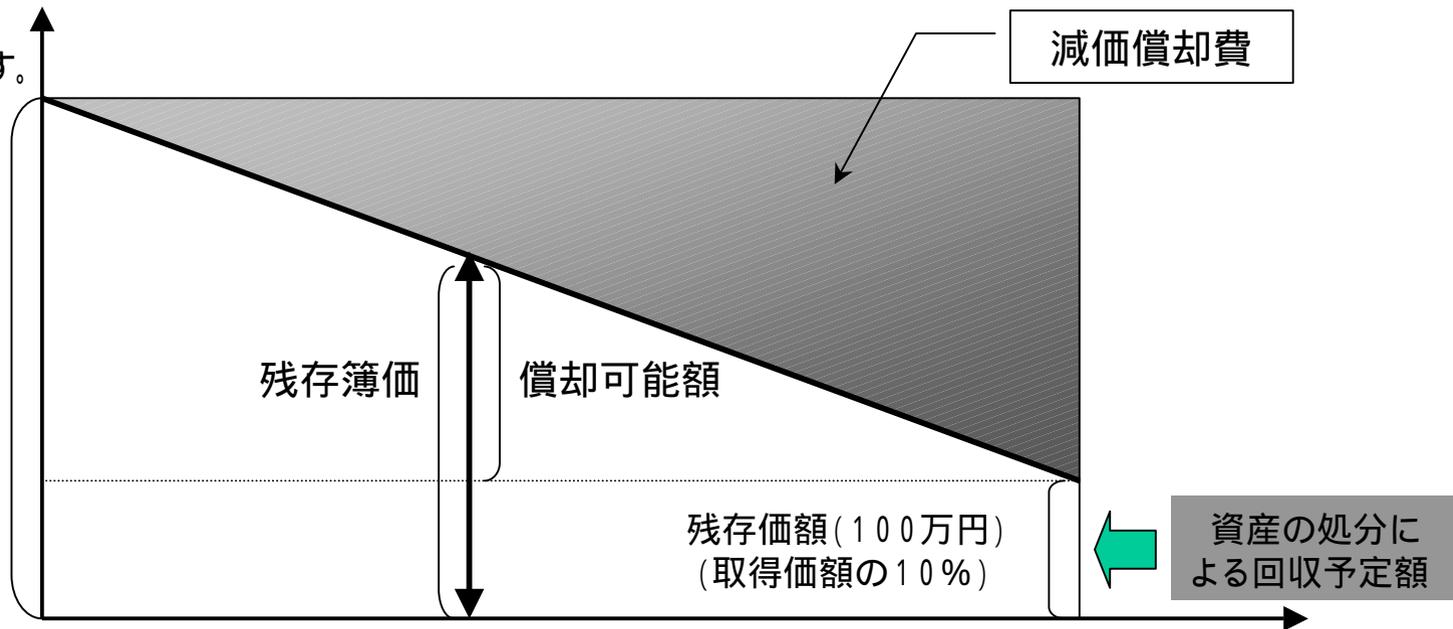
## 残存価額に関する検討ポイント

残存価額については、再配分によって撤去設備を喪失するものではないことから、回収可能額として算定対象外とすべきではないか。

撤去設備は再配分によりそのままでは使用できなくなることから、残存価額(取得価額の10%)を回収することは実態上困難ではないか。

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

取得価額  
(1000万円)



残存価額は、いわば「予想回収額」であり、予想額の回収ができない状態となったことに対する補償の必要性があるのではないか。

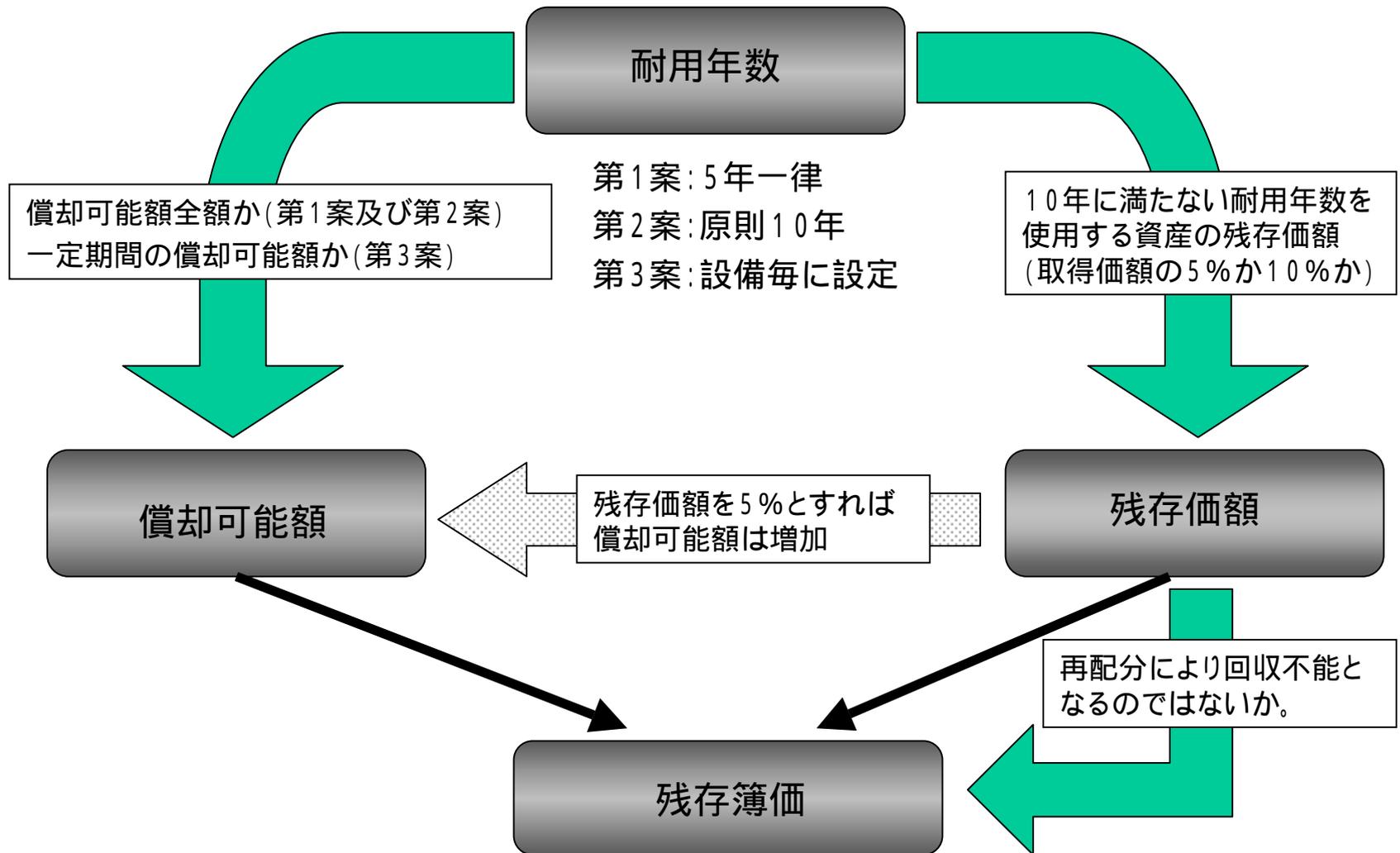


再配分により撤去する設備は、他者がそのまま使用することはできない。  
(マイクロ固定局設備の無線LANへの転用は不可能)



残存価額を算定対象とすることが適切ではないか。

本資料は研究会における検討資料です。 耐用年数・残存価額・償却可能額に関する議論の相関関係



残存価額全額を再配分による回収不能額とすれば、残存簿価については全額算定対象(第1案及び第2案)